

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の運営に関する要綱（平成22年柴田町告示第63号）第8条の規定に基づき、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、会議の都度、会場の広さ等を勘案して定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開会予定時刻までに、会議の会場の入口において、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会傍聴人受付簿（様式第1号）に氏名を記入するものとする。

2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から行うものとする。

3 傍聴希望者が、前条に規定する定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

4 傍聴人は、会議の開会予定時刻までに、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会事務局職員の指示に従って会場に入室するものとする。なお、会議の開会予定時刻になっても、傍聴人の定員に達しない場合は、会議の閉会時まで先着順で受け付ける。

(傍聴の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器そのほか危険のおそれのある物品を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 会議の会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。

(2) 会議の会場において、みだりに席を離れること

(3) 会議の会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明すること

(4) 会議の会場において、飲食又は喫煙をすること

(5) 会議の会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること

(6) 前5号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること

2 傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人が、前条の規定に反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月4日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会傍聴人受付簿

開催日 年 月 日(第 回)

番号	傍聴人氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	